

# 法規 LVS 編

敷地、部屋、建具、屋根などの基本データをもとに、採光・換気・排煙をチェックし、判定表を 作成します。

#### 採光・換気・排煙の判定を行う前に・・・

- ※ 採光・換気・排煙の判定には、敷地、部屋、建具、屋根などのデータが必要です。法規 LVS を起動する前に、配置図(1 面)、平面図、屋根伏図を開いて、各データが正しく入力されているかどうかを確認しましょう。
- ※ 敷地は、配置図(1面)の敷地データを参照します。2面以降の配置図は参照しません。
- ※ 天窓を採光の有効面積として計上したい場合は、屋根伏図でトップライトやドーマ(建具付き)を入力 しておきましょう。

本マニュアルは、ARCHITREND ZERO Ver.3 で制作しています。 お使いのプログラムと一部画面と操作が異なる場合があります。

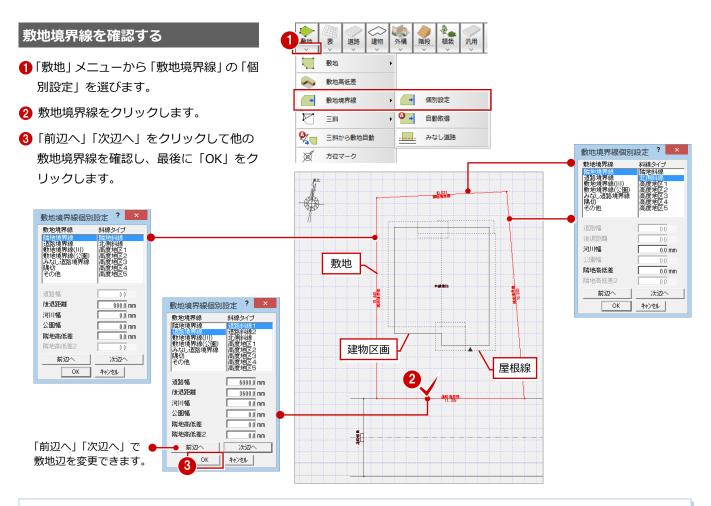
1	配置図の確認	_ 2
	敷地境界線を確認する	2
2	初期設定の確認・変更	_ 3
	法規 LVS を開く	3
	初期設定を確認する	3
3	採光・換気・排煙の判定	_ 4
	区画と有効建具を自動設定する	4
	判定表を作成する	6
	区画を図面化する	6
	データを保存する	6
	[補足] 有効面積表の採光補正係数について	5
	[補足] 天窓(トップライト)・吹抜の	
	有効建具設定	7
	[補足] 判定が NG のときの対処方法	7

# 1

## 配置図の確認

法規 LVS のチェックを行う前に、配置図(1面)で敷地の形状や敷地境界線設定を確認しておきましょう。

※ 敷地は、配置図(1面)の敷地データを参照します。2面以降の配置図は参照しません。

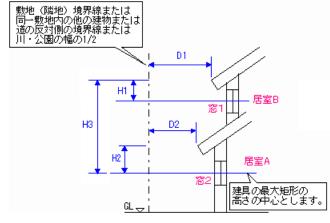


#### 法規 LVS への影響

敷地と敷地境界線設定は、法規 LVS へ次のように影響します。

敷地
「採光補正係数 = D/H×6-1.4」(用途地域が「住居系地域」の場合)
 「D」は、建物の遮蔽物(屋根やバルコニー手摺など)から敷地境界線までの距離を表し、建物と敷地データの位置関係が影響することがわかります。
敷地境界線設定
開口部が道路境界線に面する場合、次のように「採光補正係数」に影響します (⇒ P.5 参照)。
例)道路境界線に面する場合、採光補正係数が 1.0 未満の場合は 1.0 にします。
ZEROでは、配置図(1 面)の敷地境界線属性を参照して、開口部が道路境界線に面するかどうかを判定しています。

 東地(隣地)境界線または同一敷地内の他の建物または同一敷地内の他の建物または



### 2

## 初期設定の確認・変更

#### 法規 LVS を開く

- ●「処理選択」ダイアログの「申請・性能」 をクリックします。
- ②「法規 LVS」をダブルクリックします。
- ③「図面選択」ダイアログの「1階」をダブルクリックします。



#### 初期設定を確認する

#### - 用途地域を確認する -

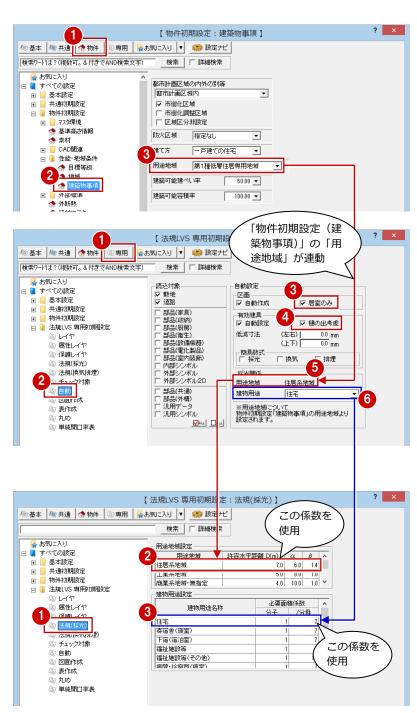
- ●「物件初期設定」ダイアログを開きます。
- 2 ツリーから「性能・地域条件」の「建築物事項」を選びます。
- 3 「用途地域」を確認します。

#### - 自動処理の条件を確認する -

- **●「専用初期設定」をクリックします。**
- ② ツリーから「自動」を選びます。
- ③「区画」の「居室のみ」が ON であること を確認します。
- ※ 平面図の部屋属性で「居室」が ON になっている部屋のみに区画が配置されます。
- 軒先側の樋の出を考慮して採光を計算するときは、「樋の出考慮」を ON にします。
- ※ 屋根線属性が「軒先」になっている箇所について、「物件初期設定(屋根)」の「樋の出」の値で計算されます。樋シンボルは関係しません。
- ⑤「用途地域」を確認します。
- (6)「建物用途」を設定します。

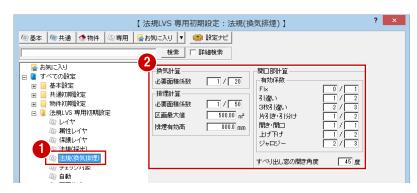
#### - 採光の係数を確認する -

- 1 ツリーから「法規(採光)」を選びます。
- ②「用途地域設定」の許容水平距離と係数α、βを確認します。
- ③「建物用途設定」の必要面積係数を確認します。



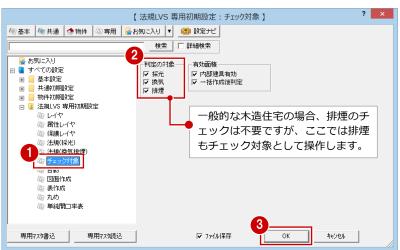
#### - 換気・排煙の係数や条件を確認する -

- ツリーから「法規(換気排煙)」を選びます。
- ②「換気計算」「排煙計算」「開口部計算」の 各値を確認します。



#### - 法規のチェック対象を確認する -

- ツリーから「チェック対象」を選びます。
- ②「採光」「換気」「排煙」が ON になっていることを確認します。
- 3 設定を変更したら、「OK」をクリックします。

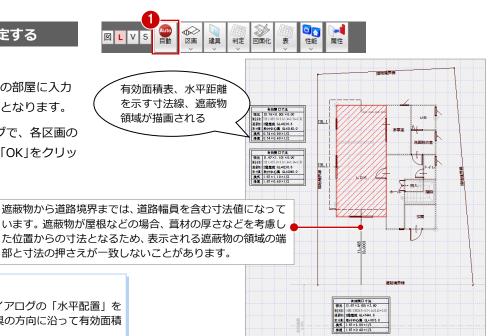


# 3 採光・換気・排煙の判定

平面図の部屋と建具、屋根伏図の屋根、配置図の敷地データをもとに、採光・換気・排煙区画や建具の有効面積表を作成し、 判定を確認しましょう。

#### 区画と有効建具を自動設定する

- ●「自動」をクリックします。 居室に区画が配置され、その部屋に入力 されている建具が有効建具となります。
- ②「区画判定一覧」ダイアログで、各区画の 面積と判定結果を確認し、「OK」をクリックします。



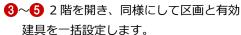
#### 有効面積表について

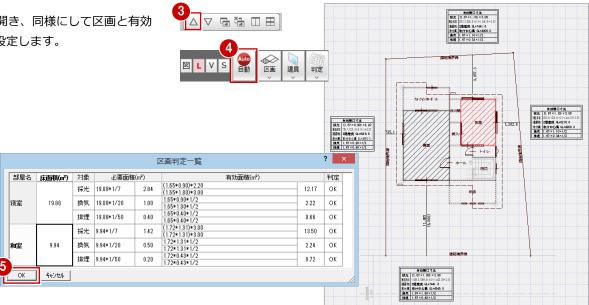
「専用初期設定(図面作成)」ダイアログの「水平配置」を OFF にして自動作成すると、建具の方向に沿って有効面積 表を配置できます。

また、有効面積表の(補正係数)(遮蔽物)(取付高)の行を表示するかどうかも同ダイアログで設定できます。



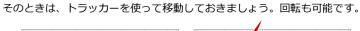


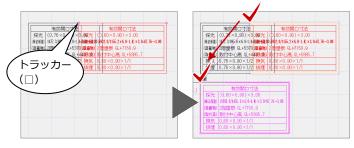


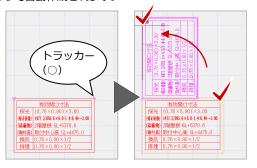


#### 有効面積表を移動するには

Fix が上下に並ぶように平面上で建具が重なっているときなどは、有効面積表が重なって自動作成されます。







#### 【補足】有効面積表の採光補正係数について

有効面積表の(補正係数)の計算式でみられる「→」は次を示しています。

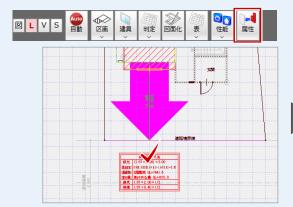
採光補正係数の補正「→」	例
採光補正係数計算値(※1)が 3.0 以上の場合は、3.0 にします。	「5.36→3.00」
対向敷地境界線が道路の場合、計算値 (※1) が 1.0 未満の場合は 1.0 にします。	「0.36→1.00」
対向敷地境界線が道路以外の場合、水平距離が許容水平距離以上(※2) で、かつ、計算値が 1.0 未満となる場合は 1.0 にします。	「0.36→1.00」
対向敷地境界線が道路以外の場合、水平距離が許容水平距離未満(※2)で、かつ、計算値が負数になる場合は 0.0 にします。	「-0.03→0.00」

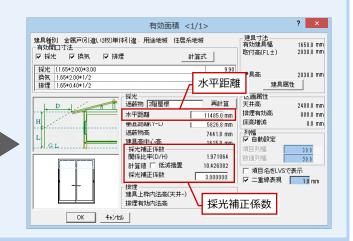
有効開口寸法 採光 (1.65×2.00)×3.00 (補正係数) 11485. 0/5826. 8×6. 0-1. 4=10. 42→3. 00 (遮蔽物) 2階屋根 GL+7441.8 (取付高) 取付中心高 GL+1615.0 換気 1.65×2.00×1/2 排煙 1.65×0.40×1/2

※1:採光補正係数=水平距離/垂直距離×6-1.4

※2:住居系地域の許容水平距離は建築基準法で7mと決められており、「専用初期設定(法規(採光))」で用途地域ごとに設定します。

#### 採光補正係数は、有効面積表の属性変更で確認できます。





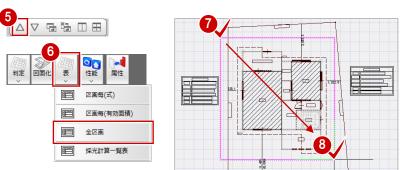
#### 判定表を作成する

- **1** 「表」メニューから「全区画」を選びます。
- ② 区画が1つのときは、区画をクリックします。
- ③「区画判定一覧」ダイアログで、判定内容 を確認して、「OK」をクリックします。
- 4 判定表の配置位置をクリックします。



**5**~**⑩** 2 階を開き、同様にして判定表を配置します。

2階のように区画が複数あるときは、区画全体を囲むように範囲を指定します。





図面化



735. 1

UВ

#### 区画を図面化する

- 図面化」をクリックします。
- 2 確認画面で「はい」をクリックします。
- 3 同様にして、2 階も図面化します。
- ※ また、判定表を配置したため、作図範囲 を設定しなおしておきましょう。



回 は 生命 事 だ

属性

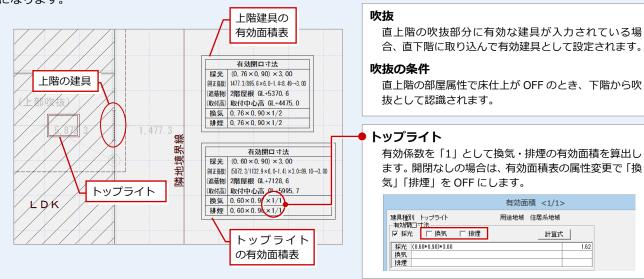
#### データを保存する

ツールバーの「上書き保存」をクリック してデータを保存します。

#### 【補足】天窓(トップライト)・吹抜の有効建具設定

居室の一部が吹抜になっていて吹抜部分に建具が配置されている場合や、屋根にトップライトが配置されている場合は、 「自動」または「建具」メニューの「有効建具(一括)」で自動的に有効建具に設定されます。

このとき、次図のように上階の建具で有効建具となる建具は点線で表示され(トップライトは実線表示)、居室の有効建具 になります。



#### 【補足】判定が NG のときの対処方法

採光・換気・排煙チェックで NG の判定が出た場合は、次のような対処をお試しください。

- (A) 敷地からの距離を修正する
- (B) 開口サイズ・取付位置を変更する
- (C) 屋根の軒の出を変更する

#### (A)敷地からの距離を修正

採光の検討において NG の判定が出た場合は、配置図で「編集」メニュー の「敷地移動」を使って、敷地境界線から建物までの距離を修正します。





建具高 | 任意 | 1800.0 

3470.0

た 算信

1.62

#### (B)開口サイズ・取付位置を変更

排煙の検討において NG の判定が出た場合は、法規 LVS で建具を属性変更して、開口サイズや取付位置を変更します。



【方法1】「建具幅」を広げます。

- ※「入力点補正」で建具の入力タイプを確認・変更する必要 があります。
- ※ 積算を行う場合は、他の登録されている寸法に変更する か、「建具変更」で別の建具に入れ替えます。

#### 【方法 2】「建具高」を高くします。

- ※ 取付基準が「窓高」の場合は、建具高を変更した分を「取 付高」にプラスします。
- ※ 積算を行う場合は、他の登録されている寸法に変更する か、「建具変更」で別の建具に入れ替えます。

【方法3】「建具変更」で欄間付の建具に変更して「建具 高」を高くします。

#### 開口サイズ・取付位置を変更した場合

「建具」メニューの「有効建具(一括)」を実行して、有効面積表を再作成 する必要があります。

なお、平面図を開いていると、法規 LVS での建具の属性変更は平面図に リアルタイム連動します。





建具高 | 任意 | 2200.0

建具幅 「任意 |1650.0